

告 示

埼玉県告示第六百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ妻沼店

埼玉県熊谷市妻沼東二丁目一番地

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

現在、午前六時から店内東側入口を利用して、トラックから荷さばきをしているようなので、決められた荷さばき施設及び時間帯を遵守してください。

二 縦覧期間

平成三十年六月八日から平成三十年七月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター